

IFRS コンソーシアム会員倫理規程

（目的）

第1条 この規程は IFRS コンソーシアム（以下、本会）会員の倫理に関する規律の基本となるべき事項を定めることにより、企業経営の健全化に資し、もって日本企業ならびに日本経済の発展に寄与するという本会及び本会会員に与えられた社会的使命を実現することを目的とする。

（会員の責務）

第2条 会員は、定款第4条所定の本会の目的を達成する為、その使命にふさわしい倫理を自覚し、自らの行動を規律するよう努めなければならない。

（会員の倫理綱領）

第3条 会員は日常の行動について公私の別を明らかにし、その役職や地位を利用して自らの私的な利益を図ってはならない。

- （1） 会員は相手方の望まない不適切な言動により他人に不利益や不快感を与えてはならない。
- （2） 会員は名誉を重んじ、常に品位を高め本会の信頼を維持するよう努めなければならない。
- （3） 会員は、関係法令ならびに本会の定款等を遵守しなければならない。
- （4） 会員は、常に能力、資質の向上を図り、自己研鑽に努めなければならない。

（倫理規程違反に対する処置）

第4条 会員が倫理規程に抵触すると考えられる場合、又は会員として著しく体面を汚したと考えられる場合には本会事務局は適切な処置を行う。

（規程の変更）

第5条 この規程は本会事務局の決議により変更することができる。

（細則）

第6条 この規程の実施に必要な事項は本会事務局が別に定める。